

## 浜松市家庭用省エネエアコン導入支援事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 市長は、物価高騰及びエネルギー価格高騰に伴う市民の負担軽減並びに家庭部門から排出される温室効果ガスの削減を目的とし、省エネ性能の高い家庭用エアコンディショナーを購入する市民に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 省エネ法 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）をいう
- (2) トップランナー制度 省エネ法における施策のうち、対象機器の製造事業者等に対し、エネルギー消費効率の目標を示して達成を促すとともに、エネルギー消費効率の表示を求める制度をいう。
- (3) 省エネ基準 省エネ法に基づき製品ごとに設定されたエネルギー消費効率の目標値をいい、現在商品化されている製品のうち最も省エネ性能が優れているものの性能に加え、技術開発の将来の見通し等を勘案した基準とする。
- (4) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民登録台帳に記録されている者をいう。
- (5) 市内販売店等 浜松市内に立地する事業所、販売店舗等をいう。

### (補助対象製品)

第3条 補助金の交付対象となる製品（以下「補助対象製品」という。）は、次の各号のすべての要件を満たす家庭用エアコンディショナーとする。ただし、1世帯につき1台を補助上限とする。

- (1) 市内販売店等から購入した新品であること。
- (2) 省エネ法におけるトップランナー制度の「2027年度基準」において、省エネ基準達成率100%を満たしている製品であること（壁掛け形に限る）
- (3) 対象製品の購入及び設置が令和8年4月1日から令和9年1月31日であること

### (交付対象者)

第4条 補助金交付の対象者は、次の各号に掲げるすべてに該当する市民とする。

- (1) 自らが居住している浜松市内の住宅に補助対象製品を新たに設置した個人である

こと。

- (2) 居住している住宅が住民登録の住所であること。
- (3) 居住している住宅が賃貸住宅でないこと。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団等と関係を有していないこと。
- (6) 同一の補助対象製品に対する補助金の交付を受けていない者若しくは今後も交付を受ける予定でない者であること。

#### (補助金の額等)

第5条 補助金交付の対象となる経費は、補助対象製品の購入に係る経費とし、補助金の額は別表1に定めるとおりとする。ただし、第9条第2項により交付額を決定する場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

#### (補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浜松市家庭用省エネエアコン導入支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式、以下「申請書」という。）に、別表2に定める書類（以下「申請書等」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

#### (補助金の事務の委任)

第7条 申請者は、申請書提出の手続き（以下「提出手続き」という。）を第三者に委任することができる。

- 2 前項の提出手続きを委任する場合、申請者は、前条に規定する申請の際に、必要事項を記入した申請書等を市長に提出しなければならない。
- 3 提出手続きを委任された第三者（以下「手続き代行者」という。）は、提出手続きを行うに当たっては、本要綱の定めに従い、誠意をもって実施するものとする。
- 4 市長は、手続き代行者が、委任された手続きを偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正が認められたときは、当該手続き代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、提出手続きの代行を認めないことができる。

#### (不備書類の扱い)

第8条 市長は、第6条の規定により提出された申請書等に不備があった場合、申請者に対し、書類の不備を是正するように指示することができるものとする。

(交付の決定)

第9条 市長は、第6条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、申請を受理した順に補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、補助金交付額の総額が、予算の範囲を超えたときは、申請の内容を審査した上で、超えた日の申請者で按分のうえ、補助金の交付を決定するものとする。

3 市長は、補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、浜松市家庭用省エネエアコン導入支援事業費補助金交付決定通知書（第2号様式、以下「決定通知書」という。）により、通知するものとする。

4 市長は、補助金の交付が決定されなかったときは、申請者に対し、浜松市家庭用省エネエアコン導入支援事業費補助金不交付通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により決定通知書の送付を受けた者は、速やかに浜松市家庭用省エネエアコン導入支援事業費補助金交付請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第4条に規定する交付対象者に適合しないことが判明したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、浜松市家庭用省エネエアコン導入支援事業費補助金交付決定取消通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、浜松市家庭用省エネエアコン導入支援事業費補助金返還命令書（第6号様式）により返還を命ずるものとする。

2 補助金の交付を受けた者は、前項に規定する命令を受けたときは、命令書に記載のある期間内に当該補助金を市長に返納しなければならない。

3 この場合における当該補助金の返還に係る加算金及び遅延損害金については、規則第

18条の2の規定を適用する。

(財産の管理及び処分の制限)

第13条 補助金の交付を受けた者は、取得財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。この場合において、補助金の交付を受けた者は、天災地変その他補助金の交付を受けた者の責に帰することのできない理由により、取得財産等が毀損され又は滅失したときは、その旨を浜松市家庭用省エネエアコン導入支援事業費補助金財産処分届出書（第7号様式）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項に基づく届出を受けた場合には、届出者に対し、浜松市家庭用省エネエアコン導入支援事業費補助金財産処分承認書（第9号様式）により、その結果を通知するものとする。

3 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る財産の取得日（補助対象製品の保証開始日）から6年間を経過するまで、市長の承認を受けずに補助金の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸付し、担保に供し、破壊し又は破棄してはならない。

4 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により定められた期間内において処分を制限された取得財産等を処分しようとするときには、あらかじめ、浜松市家庭用省エネエアコン導入支援事業費補助金財産処分承認申請書（第8号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

5 市長は、前項に基づく届出を受けた場合には、届出者に対し、浜松市家庭用省エネエアコン導入支援事業費補助金財産処分承認書（第9号様式）により、その結果を通知するものとする。

6 市長は、第1項に定める場合を除き、補助金の交付を受けた者が取得財産等を処分した場合には、浜松市家庭用省エネエアコン導入支援事業費補助金返還命令書（第6号様式）により、すでに交付された補助金の返還を命ずることができる。

7 前項で規定する返還金の額は、処分する補助対象製品に係る補助金の額に処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。）の割合を乗じて得た額とする。

(協力)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて電力使用量等に関するデータの提供や市が取り組んでいる地球温暖化対策に関する施策等について協力を求めることができる。

(関係書類の整備)

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、

帳簿等を整備し、6年間保存しておかなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

2 この要綱の規定により提出された書類に関する権利については、市に帰属するものとする。

3 市長は、この要綱の規定により提出された書類については、この要綱に定める目的以外に用いないものとする。

附 則

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

| 製品の冷房能力         | 補助金の額   |
|-----------------|---------|
| 冷房能力が2.5kW以上の製品 | 30,000円 |
| 冷房能力が2.5kW未満の製品 | 15,000円 |

別表2（第6条関係）

| No. | 提出書類                                                        | 備考                         |
|-----|-------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 1   | 支払いの分かる書類の写し<br>※市内販売店等から発行されたものであり、申請者本人の氏名が印字または記入されていること | 領収証、レシート<br>購入明細など         |
| 2   | 製造メーカー等が発行した保証書の写し                                          |                            |
| 3   | 設置後の対象製品の写真<br>※室内機全体が写っていること                               |                            |
| 4   | 製造番号が確認できるエアコン本体のラベルの写真                                     | No.2 の保証書に製造番号の記載がない場合のみ提出 |
| 5   | その他市長が必要と認める資料                                              |                            |